

スマホ等「ながら運転」 罰則等が強化

令和元年12月1日施行



●違反点数・反則金が
引き上げられます。

●事故を起こさなくても懲役刑を受ける
可能性があります。

●事故を起こした場合など反則金の適用がなく、
罰則が適用されます。

(一社)広島県安全運転管理協議会

なぜ『ながら運転』が危険なの？

運転中の携帯電話などの使用は、相手との通話や画像に集中してしまい、安全確認が疎かになり、交通事故につながります。

交通事故が激増！

2秒間携帯を注視しただけで、車は
時速50キロで
約**28m**進んでいます。

2008年～1, 209件
2018年～2, 790件
10年で約2倍！



改正のポイント

	改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合	【罰則】 3月以下の懲役又は罰金5万円以下	【罰則】 1年以下の懲役又は 罰金30万円以下
	【違反点数】2点 (酒気帯び点数14点)	【違反点数】 6点 (酒気帯び点数 16点)
	【反則金】 大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円	非反則行為となり、 全て罰則を適用

	改正前	改正後
携帯電話の使用等(保持)	【罰則】 罰金5万円以下	【罰則】 6月以下の懲役又は 罰金10万円以下
	【違反点数】1点 (酒気帯び点数14点)	【違反点数】 3点 (酒気帯び点数 15点)
	【反則金】 大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 5,000円 原付 5,000円	【反則金】 大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円